

令和2年度生産緑地に係る都市計画について

●生産緑地地区指定面積増減推移

資料3
議題(2)その他①

生産緑地法の改正(平成3年)を受け、川口市では平成4年から指定を開始。

さらに県の指針を受けて、平成19年から追加指定を行っている。

当初指定の平成4年以降土地の所有者の死亡や主たる従事者の故障に起因する指定の解除地区及び追加地区以外は、現在指定後28年経過している。

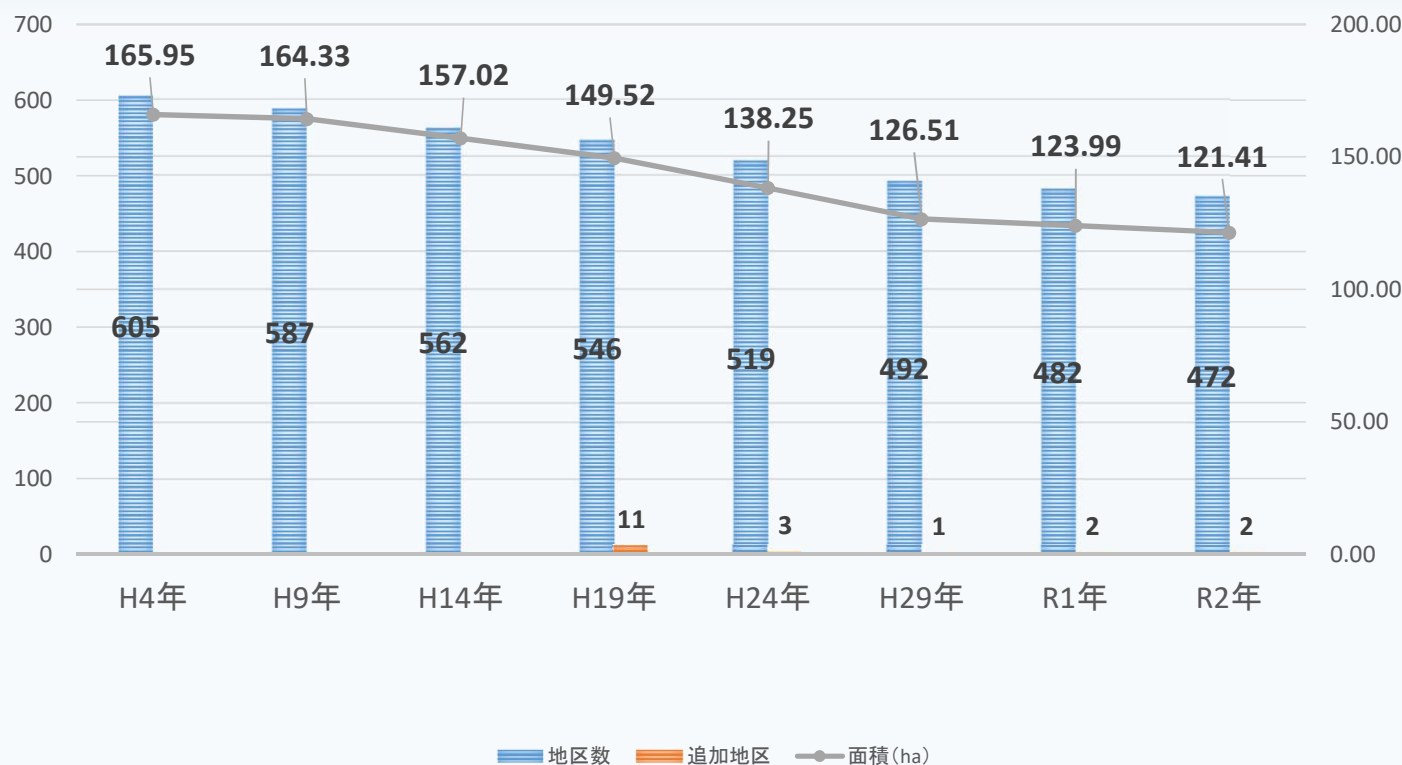
令和2年都市計画決定変更予定
472地区 121.41ヘクタール

平成4年 → 令和2年

地区数 △133地区
△22%減少

面積 △44.54ヘクタール
△26.8%減少

生産緑地(地区・面積)の推移



令和2年度特定生産緑地指定について

令和4年に当初指定後30年を経過することとなる生産緑地の土地所有者は、市町村長に対し、買取り申出がいつでも可能な状態となります。30年経過後もこれまでと同じ税制特例措置が受けられるよう、10年ごとに指定を更新できる特定生産緑地制度が創設されました。

この制度は30年を経過する前に農地所有者等の同意を得て、市が特定生産緑地へ指定することで、同じ税制特例措置を受けたまま、指定を10年ごとに延長できることとなります。

令和2年度 スケジュール

説明会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止としましたが、指定手続きに際して、個別に対面方式で事前審査会や今後の生産緑地地区の土地活用についての相談会を設けるとともにコールセンターを設置し、制度や申請に係る質問に対応しました。

	内容
7/1～9/30	特定生産緑地指定事前審査会
10/1～11/16	特定生産緑地指定申請受付
10/1～11/30	申請書類審査
11/2～12/15	現地確認審査
2月	都市計画審議会 意見聴取
3月	特定生産緑地指定(公示)
R4 12/10	特定生産緑地として効力発生

議題(2) その他 ②

令和2年度 特定生産緑地 指定面積

- ・生産緑地地区(全体面積) 472地区 121.41ha
- ・特定生産緑地(指定面積) 221地区 58.85ha
- ・進捗率 48%
- ・各地区の指定進捗率

地区	進捗率
南平地区	52.0%
新郷地区	47.6%
神根地区	55.3%
芝地区	22.6%
安行地区	47.4%
戸塚地区	43.2%
鳩ヶ谷地区	38.3%

令和3年度も今年度と同様のスケジュールで特定生産緑地の指定手続きを行ない、30年を経過する生産緑地の全ての所有者の意向を確認していくこととしております。